

更新手続きに係る提出書類について

□ 更新申請に必要な書類

- ・ 申請書類等は水道法で様式が定められております。
- ・ 申請書類は、上下水道課に用意してあるほか、町ホームページにも Word, PDF データを公開しています。
- ・ 申請にあたり、日付は記入しないでください。

1 指定給水装置工事事業者申請書（両面）【様式第1】

- ① 「事業の範囲」には、給水装置工事業・管工事業などの営業内容を詳細に記すこと。
- ② 複数の事業所がある場合は、事業に支障のない限り、複数の事業所を登録することも可。
- ③ 主任技術者は事業所ごとに選任すること。事業に支障がなければ同一人の兼任も可。

2 機械器具調書【別表】

下記の①～④の性能を有する機械器具を詳細に記入すること。

- ① 金切りのこぎり等の管の切断用の機械器具
- ② ヤスリ、パイプねじ切り器等の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチ等の管の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

3 誓約書【様式第2】

水道法第25条の3第1項第3号のイ～へに該当していないことを誓約すること。

- イ 心身の故障により給水装置工事業の事業を適正に行うことができない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 水道法に違反し、2年以上経過していない者
- ニ 水道法等の規定により指定を取り消され、2年以上経過していない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのある者
- へ 法人であって、その役員のうち上記のイ～ホに該当する者がいる場合

4 添付書類

- ① 法人の場合は、定款もしくは寄付行為及び登記事項証明書
- ② 個人の場合は、住民票または外国人登録証明書の写し
- ③ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ④ 給水装置工事主任技術者証または運転免許証等の写し
- ⑤ 事業所、機械器具等の写真

5 旧指定給水装置工事事業者証

旧事業者証は返納してください。(新たな事業者証の郵送を希望する方は、申請時に封筒も持参)

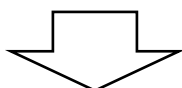
□ 更新申請時における4項目の確認に必要な書類

指定更新申請の際に、4項目の確認を行います。別途指定する様式を提出してください。

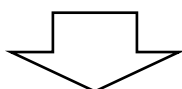
指定給水装置工事事業者登録の更新手続きの流れ

来 庁

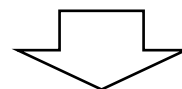
- ① 書類の提出（水道法第25条の2）
 - ・更新手続き期間内での申請にご協力をお願いします。
- ② 書類の審査，4項目の確認
 - ・指定申請書の書類審査，指定要件の確認，4項目の確認等を行います。
- ③ 更新手数料（10,000円）の納付（中泊町水道事業給水条例第32条）
 - ・納付書をお渡ししますので，納付をお願いします。



- ④ 指定給水装置工事事業者の指定（水道法第25条の3）
（中泊町水道事業指定給水装置工事事業者規程第6条）

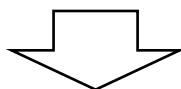


- ⑤ 告示（水道法第25条の3第2項）
 - ・指定について，一般に周知します。



来庁又は郵送

- ⑥ 指定工事事業者証の交付
（中泊町水道事業指定給水装置工事事業者規程第6条）
 - ・郵送をご希望の方は「①書類の提出」の際に，返送用封筒※を提出してください。



指定給水装置工事事業者の更新手続き完了

は、上下水道課が行う手続きです。